

## 令和7年度社会福祉法人指導監査結果

- 理事長専決の範囲を超える金額の契約は、重要な業務執行の決定として、理事会の決議を受けること。【ガイドライン I-6-(1)-2】

### 【解説】

理事会の業務である「法人の業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）」について、定款に基づき、定款細則等に日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長の専決事項として、権限を委任することができます。日常の業務として定められている範囲を超えるものについては、理事会で業務執行の決定を行ってください。

- 決算手続について、計算書類の法人単位資金収支計算書(第1号第1様式)、法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)、法人単位貸借対照表(第3号第1様式)が作成されていなかった。会計省令に基づき適正に作成し、決算認定に当たり必要とされている計算書類を適切に整えて、監事監査、理事会・定時評議員会の承認を受けること。【ガイドライン I-3-(2)-4、III-3-(3)-3】

### 【解説】

法人の拠点が1拠点であっても、法人単位及び拠点区分別の計算書類を、法令の定めに従い作成し、監事監査、理事会、定時評議員会の承認を受けてください。(法第45条の27、第45条の28第1項及び第3項、第45条の30第2項、会計省令第7条の2)

- 指摘事項における略称は次のとおりです。

法:社会福祉法(昭和26年法律第45号)

会計省令:社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)

ガイドライン:「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)別紙「指導監査ガイドライン」